

規制の事後評価書

法令の名称：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：法対象事業に風力発電事業を追加

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、中でも風力発電は、再生可能エネルギーの中ではポテンシャルが高く相対的に発電コストが低いため、導入拡大が期待されていた。
- その一方で、風力発電設備からの騒音・低周波音について健康被害の苦情等の発生を始め、鳥類が風力発電設備のブレードに衝突する事故の発生、景観への影響に関する問題の発生等、周辺環境への影響が国内外で顕在化しているという課題があった。
- 風力発電事業は、一部の地方公共団体において環境影響評価条例による環境影響評価が義務づけられていたものの、多くの場合は自主的な環境影響評価が実施され、条例以外による環境影響評価を実施した案件のうち約4分の1の案件で住民の意見聴取手続が行われていなかったこと等から、平成22年中央環境審議会答申において「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされた。
- これを受け、環境影響評価法第2条第2項第1号ホに関連して、風力発電設備の設置又は変更の工事業を対象事業に追加した。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を下回るが、対応の変更は不要
- 想定を下回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

- ・風力発電設備の設置又は変更の工事業を環境影響評価法の対象事業に追加したことにより、大規模な風力発電所の設置又は変更の工事の際に、これまで473件の法に基づく環境影響評価手続が取られたため、導入時に見込んだとおり、事業の実施においてより環境の保全について適正に配慮された事業計画となることに寄与していると考ええる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・事業によって必要となる環境影響評価が大きく異なるため、大規模な風力発電所の建設等を予定している事業者における費用の負担は、定量的な分析は困難であるが、全体の手続に要する期間については、本規制開始後の平成24年度から令和5年度までに評価書手続まで終了している風力発電事業116件においては、手続期間の平均は1798日であった。
- ・また、環境省では、これまで、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」、「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」等の整備を行うことで、実施される手続の合理化を図り、また、地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備を行うことで、手続に伴う負担を更に適正化する取組を進めている。

■ 行政費用

- ・環境大臣及び許認可等権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するため、それに伴う体制の増強に係る費用負担が発生している。本規制開始後の平成24年度から令和5年度までの実績によると、風力発電事業において、平均35件/年の配慮書への環境大臣意見と、平均15件/年の準備書及び評価書への環境大臣意見が述べられており、配慮書への環境大臣意見の発出に当たり、環境省の担当者が作業に要する時間を300時間、単価を2,676円（平均給与月額：414,801円（令和6年国家公務員給与等実態調査の結果）÷155時間（月間総労働時間：7時間45分/日、1ヶ月で20日勤務））、準備書及び評価書への環境大臣意見の発出に当たり、環境省の担当者が作業に要する時間を900時間、単価を2,676円とすると、配慮書は802,800円/件、準備書及び評価書は2,408,400円/件となり、64,224,000円/年の行政費用が発生したと言える。許認可権者における費用負担についても、同一の審査期間に並行して審査を行うため、同様に64,224,000円/年の行政費用が発生したといえる。また、上記のほか、地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備の促進に係る費用が発生しているが、こちらについては、従前から運用しているサイト上に掲載する措置を講じており、追加的な予算は特段発生していない。以上の情報を総括すると、合計128,448,000円/年の行政費用が発生したといえる。

■その他の負担

- ・特になし

3 考察

- ・風力発電設備の設置又は変更の工事の事業を環境影響評価法の対象事業に追加したことにより、風力発電事業について、一定の水準が確保された透明性の高い環境影響評価の実施が可能となり、住民の理解と受容の促進や、環境と調和した形での風力発電所事業の実施が促されている。これは、事業の実施においてより環境の保全について適正に配慮された事業計画とするために必要な手続であり、実施に伴う負担は、過大なものとはなっていないと考えられるため、環境と調和した形での風力発電所の健全な立地を促進する観点から、本制度は継続することが妥当である。